配当公告

岐阜県羽島市江吉良町江中七丁目二九番地
破産者　羽島総合建設協同組合

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十一年（フ）第一〇七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金一七七、六〇七、一六八円

一、配当することのできる金額
一般債権　金四七、二九一、七四八円

平成二十三年十月七日
岐阜市七軒町二五番地苅谷ビル二階
破産管財人　堀部　俊治

配当公告

広島県尾道市因島中庄町七二六番地一
破産者　有限会社丸辰建材

右の者に対する広島地方裁判所尾道支部平成二十一年（フ）第二一一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二四三、四七二、三三二円

一、配当することのできる金額
金一五、九四六、二一六円

平成二十三年十月七日
広島市中区上八丁堀八―一〇第六東洋ビル六階　破産管財人　弁護士　長場　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市泉区南中山一丁目一九番地の二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　大山惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月七日
仙台市青葉区大町一丁目一番三〇号新仙台ビル五階　相続財産管理人　上林　佑

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県結城郡八千代町大字久下田二六一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　近松　靖彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月七日
茨城県下妻市大園木二八三九番地一　大建ビル二階　相続財産管理人　門井　節夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市相川下戸炭屋浜町八一番地、最後の住所新潟県佐渡市相川大浦五三三番地二
被相続人　亡　静村　ハル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月七日
新潟県佐渡市石田四九九番地九
相続財産管理人　中野　良一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市中央二丁目四八番地イ号一、最後の住所長野県松本市中央二丁目七番一八号
被相続人　亡　山本　周子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月七日
長野県松本市北深志一丁目九番一九号
相続財産管理人　大澤　利充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区東二二二番地四六、最後の住所静岡県静岡市葵区東二二二番地の四六
被相続人　亡　松浦　祐一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月七日
静岡県静岡市葵区追手町一〇―二〇九
相続財産管理人　弁護士　牧田　晃子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県下田市蓮台寺三六三番地、最後の住所静岡県賀茂郡南伊豆町青市八四八番地
被相続人　亡　松枝いさ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月七日
静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂三二五番地
相続財産管理人　梅本　和熙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊東市川奈一二五七番地四〇六、最後の住所静岡県伊東市岡一二九四番地の一〇一
被相続人　亡　大津　新一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月七日
静岡県伊東市和田一丁目四番一三号
相続財産管理人　山本　昌輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区宮川筋四丁目三一二番地、最後の住所名古屋市千種区星ケ丘一丁目五番地アーバンラフレ星ケ丘一一―七〇四号
被相続人　亡　西村　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月七日
名古屋市中区錦三丁目二番四号　相互ビル三階
相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府門真市大字下馬伏二四九番地、最後の住所大阪市生野区巽北一丁目七番六号久保山方
被相続人　亡　長澤　春雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十月七日
大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号アイケイビル三階　密総合法律事務所
相続財産管理人弁護士　密　克行

第６期決算公告

平成23年10月7日
山形市嶋北一丁目２番２号
株式会社イノベーションデザイン
代表取締役社長　笹原美喜夫

貸借対照表の要旨（平成23年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,289
	固定資産	82,432
	合計	87,722
負純資産の及び部	流動負債	3,702
	固定負債	31,000
	株主資本合計	53,019
	資本金	39,500
	資本剰余金	19,500
	利益剰余金	△5,980
	その他利益剰余金	△5,980
	（うち当期純利益）	(13,916)
	合計	87,722

第37期決算公告

平成23年10月７日
岩手県二戸市石切所字火行塚25番地
株式会社十文字チキンカンパニー
代表取締役　十文字保雄

貸借対照表の要旨（平成23年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,532,985
	固定資産	8,424,195
	繰延資産	341
	合計	16,957,521
負純資産の及び部	流動負債	6,832,099
	固定負債	4,056,990
	株主資本	6,068,432
	資本金	100,000
	資本剰余金	28,059
	利益剰余金	5,940,373
	利益準備金	1,900
	その他利益剰余金	5,938,473
	（うち当期純利益）	(725,844)
	合計	16,957,521

第23期決算公告

平成23年10月７日
岩手県二戸市石切所字火行塚25番地
岩手農協チキンフーズ株式会社
代表取締役　十文字保雄

貸借対照表の要旨（平成23年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	829,812
	固定資産	1,874,510
	合計	2,704,322
負純資産の及び部	流動負債	782,442
	固定負債	1,099,728
	株主資本	822,152
	資本金	85,000
	利益剰余金	737,152
	利益準備金	340
	その他利益剰余金	736,812
	（うち当期純損失）	(10,498)
	合計	2,704,322